

京都市告示第 5 3 2 号

旧三井家下鴨別邸の指定管理者である旧三井家下鴨別邸運営コンソーシアムから、京都市無鄰菴等条例第 4 条ただし書の規定に基づき、旧三井家下鴨別邸の臨時閉館について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和 3 年 1 月 2 2 日

京都市長 門川 大作

臨時に閉館する日

令和 3 年 2 月 2 8 日（日）

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）